

熊本大学教育学部附属小学校いじめ防止基本方針

令和7年8月18日

教育学部附属小学校長裁定

I はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。このことを全ての教職員・児童・保護者が共有し、いじめを「どの子ども当事者になりうる問題」として受け止めなければならない。

現代社会におけるいじめは、SNS やオンラインゲームなどのデジタル環境に起因する「見えにくい」「止めにくい」いじめが増加し、家庭や学校では把握しきれない場面で行われることも多くなっている。また、多様性に対する無理解や偏見、承認欲求の強まり、子ども同士のコミュニケーション機会の減少などが、いじめの複雑化・長期化につながっている。

本校では、教育理論及び教育の実践に関する研究並びにその科学的実証を行う中で、「自主・自立の教育」「個性重視の教育」「自他の尊重の教育」を重視し、主体的・自発性に富み、郷土を愛し、郷土に生きる心を基調として、創造的・主体的に生活を切り拓き、社会に貢献する国際性豊かな人間の育成を目指している。

この教育の目標を達成するためには、いじめ問題に対して「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し、「いじめ根絶」に向けて取組を強化する。また、すべての児童が安心して学び、育つことができる学校づくりを通して、いじめの根絶に向けた不断の努力を重ねていく。

本校は、「熊本大学教育学部附属小学校いじめ防止基本方針」（以下「本校の基本方針」という。）を策定し、国・県・市・大学・学部・学校・地域住民・家庭その他の関係者と連携し、いじめ問題の克服に向けて強い決意をもって取り組んでいくこととする。

II いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童が当事者になりうる問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ根絶を目指して行う。そのためには、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されることが必要である。また、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるため、関係者との連携を強化する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）。特に、加害行為の意図や悪意の有無にかかわらず、受け手が苦痛を感じている場合には「いじめ」と認識し、児童の感じ方を尊重した対応が求められる。

3 いじめに対する理解

いじめは、どの児童にもどの学校でも起こりうる。特に、「悪気のない冗談」「ふざけ」の延長とされやすい暴力を伴わないいじめ（からかい、いじり、仲間はずれ、陰口、無視など）は、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験する場合があります、複雑な様相を呈している。これらの行為も、繰り返されることや集団による同調によって、重大な心理的・身体的危害を引き起こす可

能性がある。したがって、いじめを単なる個人間のトラブルではなく、集団全体の構造や文化に関わる問題として捉える必要がある。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでないため、次の点から注意をはらう必要がある。

- (1) 学級等の所属集団の構造から発生する問題(対等でない関係や孤立させる環境)
- (2) 「観衆」としていじめを助長したり面白がったりする存在
- (3) 周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品(電子マネーも含む)を要求される。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 偏った情報や誤った情報を吹聴される。
- SNS・メッセージアプリ等による誹謗中傷や嫌がらせ、個人情報の拡散
- オンラインゲーム上での排除・暴言・なりすましによる被害 等

Ⅲ 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、次の点からいじめの問題への基本的な考え方を示し、具体的な取組を明確にする。

- 1 いじめの未然防止
- 2 いじめの早期発見
- 3 いじめへの的確な対処
- 4 地域や家庭との連携
- 5 関係機関との連携

これらをより実効的なものにするため、学校内や保護者にいじめ防止対策推進法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促す。また、いじめ問題への正しい理解を広めるとともに、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し、その実現状況や取組の進捗について継続して検証する。

また、いじめ防止や対応に関するあらゆる場面において、記録を正確かつ丁寧に残すことを徹底する。これにより、対応の適切性を確保し、学校全体での情報共有、関係者への説明責任、対応後の振り返りや再発防止に資する基礎資料とする。

Ⅳ いじめの防止等に関する基本的考え方

- 1 いじめの未然防止

いじめ問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる力を育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

そのためには、学校での教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身に付けさせることが必要である。その際には、児童の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成することが重要である。

そのため、以下の観点から教育を行う。

- 自己肯定感・他者肯定感の育成
- LGBTQ+、文化的・言語的背景、障害等多様性を尊重する態度の形成
- ICT 機器を活用したメディアリテラシー教育の推進

また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあるため、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力や自己有用感を高めることも重視する。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは、以下のような場面で見えにくくなる可能性がある。

- 目の届きにくい場所や時間帯(休み時間・放課後・登下校中・校外活動)
- SNS やチャットアプリを介したやり取り
- 「ふざけ」「からかい」「いじり」などの形をとる心理的いじめ

そのために、以下の取組を実施する。

- 定期的ないじめに関するアンケートや個人面談
- 電話・オンライン相談窓口の周知と利用促進
- 保護者・地域と連携した児童観察と情報共有体制

特に児童本人や保護者が「言いやすい」「頼りやすい」と感じられる雰囲気醸成や信頼関係の構築が重要である。

3 いじめへの的確な対処

いじめが確認された場合には、被害児童の安全確保と心理的な支援を最優先とする。いじめたとされる児童にも、背景を丁寧に聞き取りながら、指導と再発防止を図る。

具体的には以下の対応を行う。

- いじめの事実関係の的確な把握(記録の作成と証拠の保全)
- 関係児童のケアと人間関係の再構築支援
- 保護者・学部との連携による迅速な初動対応
- 状況に応じた関係機関との連携

いじめへの対応においては、初期対応から継続的な支援に至るまでの経緯や判断、対応内容を、時系列に沿って正確に記録し、関係職員間で共有する。これにより、適切な支援体制の構築や、再発防止、保護者・関係機関との連携、さらには後日の検証や説明責任の履行につなげる。

また、教職員に対しては、児童理解や対応技術に関する校内研修・外部研修を実施するなど、学校として組織的な対応力を高める。

4 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTA や地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、多様で具体的な対策を立て、それらが有効に機能するよう取り組まなければならない。また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する必要がある。

5 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、本校や学部が、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等)との適切な連携が必要である。そのため、平素から、本校や学部と関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

V 本校における取組

1 いじめの防止のための取組

(1) いじめについての共通理解

- ① 個々の教職員がいじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校が組織として一貫して対応する。
- ② 校内研修や職員会議で本校の基本方針の周知を図り、「いじめ根絶強化月間(6月・11月)」等で、いじめ根絶に向けた取組を行う。
- ③ 学年・学級懇談会や PTA 役員会、学校からの通信等を活用し、いじめ防止について、保護者への啓発を行う。
- ④ 特別活動や道徳等で、年間を通じて適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。
- ⑤ 発達障害を含む、障害のある児童が加害や被害となるいじめについては、教職員が個々の児童の障害特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報を共有するとともに、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ① 本校研究主題との関連を図った取組を充実する。
- ② 児童会を通じて児童が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。
- ③ いじめ防止等に向け、教職員・児童・保護者の人権意識を高める活動等の充実を図る。
- ④ 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 豊かな心の醸成につながる体験活動や読書活動の充実を図る。
- ⑥ 情報モラル教育の充実を図り、学習用タブレットだけでなく、家庭での情報機器端末においても、相手意識を持ち、節度を持って使用できる力を養う。

(3) いじめが起きにくい集団の育成

- ① 相手を尊重し一人一人のよさや違いを認め合うとともに、自分自身を振り返る。
- ② 人の話を素直に聞ける落ち着いた雰囲気をつくる。
- ③ 教師と児童との信頼関係を構築する。
- ④ 児童が自分たちの生活に目を向け、よりよい学校生活づくりに主体的に関わる。

(4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ① 支持的学級風土を基盤とした対話を重視した授業を展開する中で、お互いの考えを認め尊重する学習を重視する。
- ② 特別活動や人権教育、道徳教育を通して、他の人の役に立っている喜びを感じたり一人一人が大切な存在であることを感じたりすることができるようにする。

2 いじめの早期発見の取組

- (1) 定期的なアンケート調査や個別の教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- (2) 「いじめのチェックリスト(保護者用、教職員用、学級担任用)」を生かした児童の生活状況の分析を行う。
- (3) いじめについて児童や保護者が相談できる校内体制を整備する。整備にあたっては、被害児童の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮する。

- (4) 児童や保護者へいじめ等に関する相談窓口を周知する。
- (5) 教員間の連携を強化し、児童の変化に気付くことができるようにする。
- (6) 養護教諭と担任との連携を密にした健康相談を通して、児童の状況把握と迅速・適切な対応ができるようにする。

3 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその場でその行為を止める。
- ② いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合は、その児童の立場に立って話を十分に聴いたうえで、早急に対応する。
- ③ 被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④ 担任だけで抱え込むことなく、管理職等に速やかに報告するなど、組織的な対応をすることは法的義務であることを認識する。

(2) いじめの事実確認と報告

- ① いじめ防止対策委員会が中心となり、いじめの事実確認を行う。校長は、その結果を教育学部長に報告する。
- ② 家庭訪問等により、事実として確認された具体的な内容を迅速に保護者に伝える。
- ③ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる場合、もしくは重大な被害が生じるおそれがある場合は、所轄警察署と相談し適切に対処する。

(3) 関係児童又はその保護者への支援

- ① 被害児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
- ② 加害児童に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用し、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

(4) いじめに関わった児童への対応

- ① 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を考え、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮しつつ、併せて毅然とした態度で指導する。
- ② 加害児童には、被害児童の気持ちを理解させるとともに、思いやりの気持ちや共感的な態度を身に付けさせる。
- ③ 加害児童への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見付けた場合には、大人に知らせることが必要であるという意識と態度を育てる。
- ② はやしたてる、煽るなどの助長する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ④ いじめの解決は謝罪のみで終わらせるのではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すところまでである。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上にアップロードした画像や動画等の情報は無制限に拡散し、その後に消去することが極めて困難である。児童にはそうした行為がいじめの被害者にとどまらず学校や家庭・社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすことを理解させる。
- ② ネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であり、名誉毀損罪や侮辱罪、損害賠償請求の対象となり得ることを理解させる。
- ③ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。また、ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除させる。必要に応じて法務局、所轄警察署の協力を求める。

4 教育相談体制

児童及び保護者・教職員が、抵抗なく相談できる体制を整備する。

- (1) アンケート調査をもとに、担任と児童一人一人との個人面談を適宜実施する。
- (2) 児童や保護者が相談しやすいよう、本校の相談体制を様々な場で紹介し、管理職や養護教諭、担任外の連携を図った対応を充実する。
- (3) 学部やスクールカウンセラーや関係機関との積極的連携を図る。

5 児童が主体となる取組

児童が自らいじめ問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- (1) 児童会を中心に、附属中学校と連携した朝のあいさつ運動を推進し、明るくいじめのない学校づくりの気運を高める。
- (2) 児童が主体的に取り組む活動や行事等を推進し、集団意識や帰属意識を高める。

6 研修

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要である。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を年間1回以上実施する。

- (1) 講演や児童・保護者の意識調査等をもとに、いじめに対する危機意識や本校の実態及び課題に応じた具体策の意識が継続する実践的な職員研修を実施する。
- (2) 附属小中連絡会や四附属合同研修会を通して、附属学校園が一体となっていじめをなくす学校園づくりを推進する。
- (3) 年5回の職員による「教育相談」を通して、児童や各学級の状況について共有し、早期発見、早期対応に向けた体制を整える。

7 地域や家庭との連携

- (1) 日頃から保護者や地域住民との人間関係づくりを図り、学校内外の児童の様子を細やかに把握できるようにする。
- (2) 本校のいじめ防止の取組と課題を保護者や地域と情報共有するために、積極的に情報を発信する。

8 関係機関との連携

次のような機関との連携を図った取組が推進されるよう、学部や他附属学校園との協力体制を整える。

- (1) 京町交番:地域の児童の様子についての情報把握
- (2) 福祉関係:家庭での児童の生活や環境の情報把握
- (3) 医療関係:精神保健に関する相談等

9 重大事態への対応

- (1) 事案が重大事態である場合は、速やかに当該事案に対処するため、教育学部又は附属小学校に設置される調査委員会の調査に全面的に協力する。なお、調査委員会の調査主体については、個別の重大事態の状況に応じて決定する。
- (2) 調査により明らかになった事実関係について、学部との連携を図り、被害児童や保護者に対して、適切な情報提供と厳正な対応を行う。

VI いじめ防止対策委員会の設置

1 目的

いじめの防止・早期発見・迅速な対応を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進法」第22条に基づいて、常設の対策組織を設置する。

組織の名称は、「熊本大学教育学部附属小学校いじめ防止対策委員会」とする。

2 機能

- (1) 本校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

- (1) 本校の管理職や主幹教諭、各部長、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭で構成する。なお、問題の状況等に対応して関係職員などを参加させる。
- (2) 心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員とする。さらに、そうした者が参加する会合を開催し、いじめについての現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策について検討する。この会を年間2回程度実施する。
- (3) 委員長は原則として、校長とする。

【構成員】

① 校内

・校長、教頭、主幹教諭、教務部長、研究部長、実習部長、生活部長(生徒指導担当)、保体部長、校務部長、学年主任、養護教諭

② 外部専門家等

・大学の専門家

③ その他委員長が状況に応じて必要と認める者

Ⅶ 取組の評価等【PDCA サイクルの確立】

本校では、いじめ防止に関する取組を効果的に推進するため、PDCA サイクル(計画→実行→評価→改善)を重視し、組織的に評価・見直しを行う。学校の組織評価項目にも関連項目を明示し、計画的・継続的な改善を図る。

(1) 短期的な評価【Check／Act】

児童アンケートや日常的な情報交換等を通じて、児童の実態や対応体制についての短期的な評価を行い、必要に応じて速やかに改善を行う。

(2) 中期的な評価【Check／Act】

各学期末に、教職員による学期評価や部長会等での情報共有を実施し、学期ごとの実態や変化を把握する。その上で、取組や体制の見直し・改善を行う。

(3) 長期的な評価と次年度計画【Check→Plan】

短期・中期の評価結果を踏まえ、次年度のいじめ防止に関する方針や具体的な年間計画(Plan)を検討・策定する。これにより、翌年度の活動をより実効的なものとする。本校の組織評価項目に改訂の事項を設け、評価を行うこととする。